身体障害者手帳に該当とならない方への補聴器助成を行います！！

沼田町では令和４年度より、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴の方に対して補聴器購入費等への一部助成制度を開始します。

■　難聴による日常生活の弊害

難聴になると他人の言っていることが聞き取りにくい、会話が上手く成立しないなどの状況から関りを避け、周囲からの情報量が減ってしまい、周囲の人との交流が減少することによって、高齢者では認知症へのリスク、小さな子どもでは学習の遅れなど、日常生活に悪影響を及ぼす恐れがあります。

■　難聴の程度

db	程　度	聴こえ方	音の例
0dB ～	正　常	―	・時計の秒針
30dB ～	**軽　度**	**・小さな声、会話が聞き取りにくい ・聞き間違えることがある**	**・図書室などの静かな場所**
50dB ～	**中等度**	**・１対１の会話がやっと聴こえる**	**・指や紙をこする音**
70dB ～	高　度	・耳元での大声で少し聴こえる	・普段の話し声 ・踏切の音
90dB ～	重　度	・かなり大きな音ならわずかに聴こえる	・トラックの音 ・飛行機

※聴力の程度が高度・重度の場合は身体障害者手帳に該当します。

■　制度の対象者

◎　１８歳以上
　①　沼田町に住所を有する方
　②　身体障害者手帳を持っていない方
　③　助成を受けたい方が町民税非課税または町民税均等割の方

◎　１８歳未満
　①　沼田町に住所を有する方
　②　身体障害者手帳を持っていない方
　③　助成を受けたい児童の世帯員全員の町民税所得割が４６万円以上ではない

■　助成額

◎　１８歳以上
　購入費の１／２以内とし、上限は３万円

◎　１８歳未満
　購入費及び修理費又は基準額の２／３以内（保護者負担は１／３となります。）

◆お問合せ　役場保健福祉課福祉グループ　電話 35-2120